

大正九年七月十一日  
河村八郎

我々の賃銀がそれと非に同等の程にも近たない。勿論、我々の賃銀は我々の生活を保護する者でなければならぬ。我々の賃銀は現在の物價に應じて、兎にかく我々の家族を養ふに足るだけの金額で無ければならぬ。一家族を養ふといふ中には、相當の衣食住の外、相當の教育費、娯樂費、醫藥費、臨時費等も含まれて居なければならぬ。それで無ければ、人間としての我々の生活が保障されたとは云はれない。そこで我々は如何なる場合にも、兎にかく此の人間らしい生活の保證されるだけの、最低の賃銀額を明白に制定して、それ以上で雇傭契約を結ぶ事に必要がある、我々が最低賃銀の制定を要求した理由は之である。

勿論、我々はまだ之より以上、大いなる要求を持つてゐる。一般労働階級解放の爲には、更に幾多の大要求を胸中に貯へてゐる。然しながら差當り、我々が二十世紀の労働者として、少くとも稍や人間のらしい生活をしようとする爲に、そして更に進んで一般労働階級解放の大要求を貫徹させるだけの力を準備する爲に、是非とも先づ八時間労働と最低賃銀との二箇條を必要と考へたのである。然るに資本案側(即ち新聞社)は、最低賃銀問題に對してはまだ何等の態度を示さず、只だ二部八時間制に對しては、昨年ストライキ終止の際、將來時機を見て實施するといふ公約を發した。當時、我々は固より大不満足を以て屈從を強いられたのであるが、それにしても、二部八時間制實施の公約に對して、せめて幾分かの希望を屬してゐたのである。然るに爾後一年を經過した今日、彼等は猶それを實施すべき形跡さへも示さないのである。

此に於いて我々は、此ストライキ一週年紀念會に際し、敢て其の公約の急速なる履行を要求するの文書を彼等に發した。そして同時に此の記念會に於いて、更に八時間労働及び最低賃銀の二要求を公表するのである。

我が同職の新聞印刷工諸君は固より、一般印刷工諸君、一般労働者諸君、及び一般社會の同情者諸君、願はくば我々の心事を諒察し、我々の要求の貫徹に援助せられよ。

大正九年七月卅一日

### 新聞印刷工組合 正進會

## 宣言

過日報知新聞社工場内に於ける紛議に就ては我が正進會たるもの敢て暴力を望むものにはあらざれども唯だ我等は飽くまで社會的正義の命する所に従つて我等が人間の生存の權利を欲求する一階梯として二部八時間制最低賃金を主張し彼等の頑冥固陋なる非公器的態度に向つて邁進せんとするものである。

然るに各新聞社側に於ては報知社に於ける事件を目前にして恰も正進會の全意志なるが如くに強辯しつゝある事は今に至つて初めて日日新聞其他二三の新聞が報知社に於ける事件をして徒らに法律を云々して虚飾誇大に報道し尙ほ其の謬念の上に立脚して周章狼狽の結果高壓的對策を講ぜんとするに至れる如きは我等の其の意を得るに苦しむと共に其の心事の愚を嗤はざるを得ない所である我等の主張の正當なる事は本會々員にあらざる所の日日新聞社従業員諸君に於て同一の要求を提出し其の拒絶に會ふや直ちに敢然として罷業的態度に出でたることに依つても明らかに知り得られる這は獨り本會員の主張のみならず活版工否な全労働者の境遇が欲求するものであることを事實の上に裏書して餘りあるものである。

今や新聞社側は所謂新聞聯盟協會なるもの、力に依つて我等を脅威すべく畫策唯だ努めつゝあるが我等は我等の主張の正當を信する限り強硬に我等の主張を固持して止まざるものである。

己に諸君の知らるゝ通り我等の勝利は萬朝報社に於て得られた吾等は正義の主張が最後の勝利を得べき當熱を信するものであるが故に進んで新聞社側の迷妄謬念を切破すべく層倍の努力を必要とするものである茲に於て會員諸君は勿論會員外の同志諸君は吾等の運動を活潑ならしむべく更に奮起せられんことを切望するものである。

大正九年十月十一日  
新聞工組合 正進會